

平成29年11月22日提出

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の165」を「100分の180」に改める。

第7条第3項中「307,800円」を「308,300円」に改める。

第2条 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の150」を「100分の157.5」に、「100分の180」を「100分の172.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本市企業管理者の給与に関する条例第7条の規定による初任給調整手当の支給については、同条第5項において準用する同条例第6条第1項の規定にかかわらず、熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年条例第 号）附則第2項の規定（熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第14条第1項に係る部分に限る。）は、適用しない。

（提出理由）

一般職の給与改定の実施に伴い、企業管理者の期末手当の支給の割合等の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。